慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五七一〕特別条件決定後の承諾前死亡と保険契約の成立(青森地方裁判所平成二五年一一月二六日判決)
Sub Title	
Author	李, 鳴(Li, Ming) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.12 (2016. 12) ,p.27- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20161228-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　五七一〕特別条件決定後の承諾前死亡と保険契約の成立

（青森地方裁判所平成二五年一一月二六日判決
平成二五年(ワ)第二五号保険金請求事件（確定）
判例集等未登載（後掲（四七頁以下）資料参照））

〔判示事項〕

1　責任遡及条項等に記載されている条件が満たされた場合、保険契約申込者は、保険会社が保険契約の申込みを承諾した上で、責任遡及条項の規定にしたがって保険会社が保険契約上の義務を負うとの合理的な期待を有するものと認められる。

2　保険会社が保険契約の申込みに対して、自らの内部基準に沿って特別条件を付した上で承諾することができると判断したことは不合理とはいえない。

3　被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められるという要件を満たさないので、保険会社が保険契約の申込みを拒絶することが信義則上許されないということはできないとされた事例。

〔参照条文〕

改正前商法六四二条・六八三条一項、保険法三九条・六八条

〔事　実〕

(1)　本件保険契約の申込み

平成二四年二月一二日、X_1とX_2（原告。以下「Xら」という。）の父であるAは、Y保険会社（被告）に対し、自己を被保険者、Xらを保険金受取人とする生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を含む四種類の保険が組み合わされた「甲保険」契約の申込みをした。

同月一五日、Aは医師による診査を受け、Y保険会社に対して告知を行うとともに、本件保険契約の第一回保険料に相当する金額である一万七六一五円を支払った。

同月二〇日、Y保険会社は、医師の診査結果をもとに、本件保険契約の申込みに対する承諾の可否を検討し、Aのリスク評価は三〇〇点となることから、保険料を一般的な被評価者の三倍とする条件（以下「本件特別条件」という。）を付せば本件保険契約を承諾できる旨判断した。

同月二一日、Aは雪下ろし作業中に屋根の雪の下敷きとなる事故に遭い、同月二三日、死亡した。

(2) 本件約款および重要事項説明書の記載

本件保険契約の約款には、Y保険会社が契約の申込者から本件保険契約における第一回保険料に相当する金額を受け取った後に本件保険契約の申込みを承諾した場合には、被保険者の健康状態等の重要事項に関する告知（以下、単に「告知」という。）を受けた時と第一回保険料に相当する金額を受け取った時のいずれか遅い時を責任開始時とする旨の規定（以下、「責任遡及条項」という。）があった。

また、本件保険契約を含む保険商品の重要事項説明書には、Y保険会社が保険契約の申込みを承諾する前に被保険者が死亡した場合、被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められ、かつ、被保険者の死亡時までにY保険会社が告知を受けるとともに第一回保険料相当額を受領しているときは、保険契約を承諾したものとして取り扱う旨記載されていた。

(3) 本件請求と双方の主張

Xらは、AはY保険会社に対して告知を行うとともに第一回保険料に相当する金額を支払っており、また、事故によって死亡する以前は本件保険契約の被保険者となり得るのに適当な性質ないし状態を有していたのであるから、Y保険会社は、信義則上、本件保険契約を承諾する義務があると主張し、Y保険会社に対し、同契約の成立によってXらがそれぞれ受け取るべき金額である一〇二四万〇八〇〇円および訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の割合による遅延損害金を請求した。

これに対し、Y保険会社は、Aは事故によって死亡する以前は本件保険契約の被保険者となり得るのに適当な性質ないし状態を有していなかったのであって、信義則上、本件保険契約を承諾する義務はないと主張した。

(4) 本件の争点

Aの本件保険契約への申込みに対するY保険会社の承諾義務の有無。

〔判　旨〕請求棄却〔確定〕

(1)「本件保険契約には責任遡及条項が含まれていることに加え、被告作成の重要事項説明書には前記のとおりの記載がされていたことに照らせば、かかる記載の条件が満たされた場合、すなわち、①被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められること、②被告が被保険者の死亡時までに同人の健康状態等の重要事項に関する告知を受けたこと、③被告が被保険者の死亡時までに保険契約申込者から第一回保険料相当額を受領していることの三つの要件を満たしている場合には、保険契約申込者は、被告が保険契約の申込みを承諾した上で、責任遡及条項の規定にしたがって被告が保険契約上の義務を負うとの合理的な期待を有するものと認められる。そうすると、前記の各要件を満たす場合には、被告は、自ら作成した重要事項説明書の記載に反して保険契約の申込みを拒絶することは信義則上許されないというべきであり、保険金受取人に対し、被告が保険契約の申込みを承諾した場合と同様の義務を負うものと解するのが相当である。」

(2)　そこで、「本件において前記の各要件を満たすか否かについて検討するに」、「亡Aには医師の診査によって尿蛋白の検出や不整脈が認められたのであるから、亡Aは一般的な被保険者と比べて早期に死亡する確率が高いとの判断を前提に、かかる事情の認められない被保険者に比べて保険料を引き上げるなどの付加的な条件を付することは、保険料を支払うことによって被保険者の生存又は死亡という偶然の事実が発生した場合に約定の保険給付を受けるという生命保険契約の性質に照らし、合理的なものというべきである。」

(3)「原告らは、亡Aの告知に応じた被告の対応として、本件特別条件を付する方法以外にも保険金の削減支払等によって対応することもあり得た旨主張する。しかしながら、前記のとおり、本件特別条件は被告の内部基準に沿って決定されたものであり、恣意的に定められたものではない。よって、亡Aの申込みに対して付した条件の内容についても、不合理な点はみられない。」

(4)「そうすると、被告が亡Aの本件保険契約の申込みに対して、自らの内部基準に沿って本件特別条件を付した上で承諾することができると判断したことは不合理とはいえず、本件においては、被告が被保険者である亡Aが死亡していなかったならば本件保険契約の申込みを承諾したであろうと認めることはできない。

(5)「したがって、本件においては、前記①の要件を満

たさないので、被告が本件保険契約の申込みを拒絶することが信義則上許されないということはできない。」

〔研　究〕本判決の結論に反対する。

1　はじめに

(1)　約款上の二つの条項

生命保険契約は諾成・不要式の契約であると解される（大森忠夫「生命保険契約における『遡及条項』について」『続／保険契約の法的構造』有斐閣〔一九五六年〕一七七頁等）。保険契約者になる者（以下、単に「保険契約者」という。）の申込みに対して、保険者になる者（以下、単に「保険者」または「保険会社」という。）が承諾をして意思表示が合致すれば契約は成立する。本来は、保険者の危険負担という責任は、特別な事情がない限り、契約の成立と同時に開始するので、保険事故（被保険者の死亡など）が発生すれば、保険料の支払がなくても、保険者は保険金の支払義務を負うはずである。しかし、生命保険の普通保険約款は、保険者の危険負担が開始する時期に関して、契約の成立とは別に次の二つの規定を置いているのが通常である。①保険会社が保険契約の申込みを承諾した後に第一回保険料を受け取った場合は、第一回保険料を受け取った時から、②保険会社が第一回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合は、第一回保険料相当額を受け取った時（告知がこれより後であるときは告知の時）から、保険契約上の責任を負う。①の規定は「責任開始条項」、②の規定は「責任遡及条項」と呼ばれる。

責任遡及条項は、保険者の責任開始を保険者の承諾による保険契約成立の時より前に遡らせるものであり、遡及保険の一種であるといわれている（大森・前掲書一七七頁、中西正明「生命保険契約に基づく保険者の責任の開始」所報四七号〔一九七九年〕六六頁、山下友信『保険法』有斐閣〔二〇〇五年〕二一三頁、萩本修編著『一問一答 保険法』商事法務〔二〇〇九年〕六三頁注2等）。責任遡及条項が適用される場合でも、保険契約が成立するのは承諾の時である。したがって、保険者が承諾しない限り、責任は遡及的に開始しないこととなる。

責任開始条項の歴史は非常に古く、明治三四年頃から存在している。これに対して責任遡及条項が約款に登場するのは昭和二〇年代の後半からである。そして、生命保険各社が責任遡及条項を導入したのは昭和三一年四月の約款改正の時であった（中西・前掲論文三九頁・四七頁以下、石井隆「責任遡及条項と承諾前事故の取扱い」保険学雑誌四

五九号〔一九七二年〕八六―八九頁）。

(2) 二つの条項の趣旨

現代の生命保険制度は、保険数理に基づいて算出された保険料を加入者から徴収し積み立てて運用し、保険事故が発生した場合に確実に保険金を支払うために、「保険料前払いの原則」を前提に経営が行われている。責任開始条項の趣旨は、生命保険制度の健全性の維持の観点から、その「保険料前払いの原則」の確保を目的とするものである（大森・前掲書一七七頁、中西・前掲論文五七頁等）。

一方、責任遡及条項の趣旨は、第一回保険料相当額の事前徴収の円滑化を図るという保険者側の要請と、第一回保険料相当額を支払った時点から保険保護を受けられるという保険契約者側の事実上の期待といった二つの利害関係を調整すること、および保険契約者が申込みをしてから保険者の承諾により契約が成立するまでの時間的間隔が生じることに対する危険負担の考慮にあるものと説明されている（中西・前掲論文六四頁以下、石井・前掲論文九七頁以下等）。

(3) 保険実務

現在の生命保険実務上では、保険契約の申込みが承諾（通常、保険証券を送付して承諾通知に代えている。）された後に第一回保険料の払込みがなされるケースは稀である。ほとんどのケースは、申込みと同時に第一回保険料相当額（「第一回保険料充当金」とも呼ばれる。）の支払がなされ、契約成立後、改めて正式の第一回保険料に充当される。不承諾になったときには保険契約は成立せず、その支払われた第一回保険料相当額は申込者に返還される。したがって、保険者の責任開始に関しては、責任開始条項は、今日もはや重要性がなさそうであるが、一方、責任遡及条項は適用される場合が大多数であるため重要な意味をもっている（同旨、中西・前掲論文六四頁以下）。

(4) 研究意義

責任遡及条項をめぐって特に問題となるのは、保険者が保険契約者の申込みに対して承諾する前に、被保険者となるべき者（以下、単に「被保険者」という。）が死亡し（これは「承諾前死亡」と呼ばれる。）、この死亡の事実を知った保険者が申込みを承諾しない場合である。本件は、保険契約者兼被保険者が、保険会社に対して責任遡及条項の付された生命保険契約を申込み、診査扱いによる告知を行うとともに第一回保険料相当額を支払ったが、承諾がなされる前に死亡し、その結果、保険会社が申込みを承諾しなかった事案であり、いわゆる承諾前死亡の一事例である。

本件は、保険会社が特別条件で引き受けることを内部的に決定した後に被保険者の死亡事実を知り、申込みの承諾を拒否したところに特徴がある（先行研究として溝渕彰「判批」文研保険事例研究会レポート（以下「文研レポ」）二八五号〔二〇一五年〕一三頁あり、判旨の結論に賛成）。

通常の承諾前死亡の場合については、最近被保険者が責任開始時期に保険適格性を有したときは、保険者は申込みに対する承諾義務があるという見解が学説・判例において定着している。しかし、特別条件決定後の承諾前死亡の場合、保険者の特別条件付による承諾義務があるかについては、後述のように学説上、見解の対立がみられ、裁判例の判旨もそれに関する示唆が必ずしも明らかではない。そのうえ、本件保険契約は、保険法施行日以降に申し込まれたもので、責任遡及条項と改正された保険法上における生命保険契約と傷害疾病定額契約に関する遡及保険（保険法三九条・六八条）との関係はどう変わるかについても注目される裁判例である。

2 （通常の）承諾前死亡における保険者の承諾義務をめぐる学説

責任遡及条項においては、承諾前死亡の場合に保険者が承諾義務を負うか否かについて明確にされていない。これに関してこれまで様々な見解が主張されてきたが、承諾義務否定説、承諾義務肯定説、解除条件付即時契約成立説の三説に大別することができる。

(1) 承諾義務否定説

かつては保険者の承諾義務を否定する見解があった（大森・前掲書一八三頁、奥田宏「承諾前死亡について」保険学雑誌四三六号〔一九六七年〕六一頁以下、中村敏夫『生命保険契約法の理論と実務』保険毎日新聞社〔一九九七年〕五〇二頁等）。承諾義務否定説は、責任遡及条項の有名無実化という実効性の問題は認めつつも、保険制度の本質的要請である危険選択の見地から申込みに対して承諾するか否かは、あくまでも保険者の自由であること、また責任遡及条項には保険者の承諾義務が定められておらず、仮に解釈上、保険者の承諾義務ありとの結論を導き出しても、いかなる要件が具備すればこれが認められるかは容易でないこと等を理由としていた。

(2) 承諾義務肯定説

承諾義務肯定説は、現在の通説である（中西・前掲論文四七号六四頁、石田満『商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕』青林書院〔一九九七年〕二九三頁、江頭憲治郎『商取引法〔第

七版〕』（弘文堂・二〇一三年）四九七頁、矢作健太郎「生命保険契約の成立」塩崎勤＝山下丈『新・裁判実務大系一九保険関係訴訟』青林書院〔二〇〇五年〕二二七頁、山下友信＝竹濱修＝洲崎博史＝山本哲生『保険法（第三版補訂版）』有斐閣〔二〇一五年〕二五三頁以下［竹濱修］等）。その理由は次のとおりである。責任遡及条項の下における承諾前死亡が生じた場合において、合理的理由がないにもかかわらず、被保険者の死亡の事実を知った保険者に何ものにも拘束されない承諾拒絶の自由を認めると、事実上、保険者が申込みを承諾するのは被保険者死亡を知らなかった場合に限られる。そうすると、実質的に責任遡及条項の意味をほとんど失わせ、責任遡及条項の機能が損なわれることになりかねない。承諾義務肯定説も「危険選択」を否定するものではなく、被保険者が「保険適格性」（後述参照）を有していたことを要件とする。承諾義務肯定説の根拠としては信義則に基づくものが多いが、承諾の拒絶ができないという契約法の一般原則からは導かれない強い効果を信義則により認めることは妥当とは言えないことから、端的に責任遡及条項により、承諾前死亡の場合に関する限り、保険者は承諾の自由を放棄したとする見解もある（山下・前掲書二一六頁）。

⑶　解除条件付即時契約成立説

解除条件付即時契約成立説は、保険者の承諾義務を否定しつつ、承諾義務肯定説と同様の結果をもたらすために、被保険者が保険適格体を有していないことを保険者が確認することを解除条件として生命保険契約の成立を認める見解であった（吉田明「承諾前死亡の問題点」生保経営四四巻一号〔一九七六年〕三七頁以下、倉澤康一郎「承諾前死亡と契約の成否」生保経営四四巻三号〔一九七六年〕二一頁等）。これによれば、申込みとともに保険者が第一回保険料相当額を受領した時（または被保険者診査の時）において契約は即時に成立するものになる。しかし、営業職員に締約代理権を認めている点などについて批判され、現在そのような見解を主張している学説はみられない（潘阿憲・文研レポ二四七号〔二〇一〇年〕四頁）。

3　承諾前死亡をめぐる保険金請求事件に関する裁判例

これまで承諾前死亡をめぐる保険金請求事案に関する最高裁判決はないが、以下において責任遡及条項導入後の裁判例を整理する。

⑴　保険者の信義則上の承諾義務に触れず、単に保険者から承諾がなされた事実はないことを捉えて契約の成立を

否定したものとして、大阪地判昭和五〇年五月二八日生保判例集二巻一一六頁、福井地判昭和五四年二月一日生保判例集二巻二二三頁、東京地判昭和五四年六月一二日生保判例集二巻二四〇頁、東京地判昭和六〇年六月二八日生保判例集四巻二二六頁、東京地判昭和六二年五月二五日生保判例集五巻六五頁・判例時報一二七四号一二九頁、札幌地判平成二年三月二九日生保判例集六巻一八九頁、水戸地判平成三年一一月七日生保判例集六巻四二四頁がある。

(2) 契約自由の原則を強調し、保険者は契約の申込みを承諾するか否かについての自由を有し、これを制限する実定法は存在しないことなどを理由に保険者の信義則上の承諾義務を否定したものとして、盛岡地判平成四年九月二八日生保判例集七巻一五八頁、東京地判平成一三年八月三一日生判一三巻六八八頁がある。

(3) 一応保険者の信義則上の承諾義務を肯定するも、個別事案の結論において、被保険者が承諾前に死亡したことを奇貨として保険契約の申込みを承諾しない事実はない、あるいは何らかの承諾を拒絶すべき合理的な理由が存在する事実があることなどから、契約の成立を認めないものとして、東京地判昭和五四年九月二六日生保判例集二巻二四五頁・判タ四〇三号一三三頁、札幌地判昭和五六年三月三一日生保判例集三巻二四頁・判タ四四三号一四六頁、東京地判昭和六一年一〇月三〇日生保判例集四巻四一五頁、青森地判十和田支部平成二年八月九日生保判例集六巻二一四頁、新潟地判平成七年六月五日生保判例集八巻一五二頁、大阪地判平成七年一一月三〇日生保判例集八巻三一〇頁、東京高判平成九年一〇月一六日生保判例集九巻四三六頁、（原審）東京地判成八年一二月一九日生保判例集八巻七一八頁がある。

(4) 被保険者が保険適格性を有する場合に、明確に保険者の承諾義務ないし信義則上の承諾義務を認めたものの、被保険者に保険適格性該当事実がないことなど、承諾を拒絶すべき合理的な理由があったことを根拠に保険契約の成立を否定するものとして、東京地判平成二年六月一日金融商事判例八七五号二六頁、東京高判平成三年四月二二日生保判例集六巻三四五頁、（原審）東京地判平成二年六月一八日生保判例集六巻二〇七頁・金判八七五号二六頁、東京高判平成七年一一月二九日生保判例集八巻三〇三頁、名古屋地判平成九年一月二三日生保判例集九巻二四頁、東京高判平成二二年六月三〇日判例集等未登載、（原審）東京地判平成二一年七月二九日ＬＬＩ／ＤＢ判例秘書登載がある。

以上の整理で分かるように、これまで判例集などで公表

されているものをみる限り、承諾前死亡の事案について保険金請求を認めた判決は一例もない。

4　保険適格性

(1)　保険適格性の定義とその判断基準時

保険適格性とは、「申込にかかる保険契約の被保険者となりうるのに適当な性質・状態」をいい、その保険適格性を有する被保険者は、「保険適格体」または「保険可能体」であると解される（中西・前掲論文九四頁）。生命保険契約は通常隔地者間の契約であり、保険契約者の申込みから保険者の承諾までに時間を要する。その時間的な間隔において被保険者の健康状態に変化が生じることがありうる。たとえば、保険契約の申込みの当時は健康で保険適格性を有したが、その後発病して保険適格性を失い、その病気が原因で死亡した。このような場合には、保険適格性の有無をどの時点を基準として判断するかによって結論が異なる。その判断の基準時は、学説・裁判例においては、責任開始時が一般的である（大森・前掲書一八三頁、中西・前掲論文九四頁、山下・前掲書二一六頁等、江頭・前掲書四九七頁、前掲・札幌地判昭和五六年三月三一日、東京高判平成三年四月二二日等）。

(2)　保険適格性有無の判断基準と判断材料

被保険者の保険適格性の有無を判断する基準について、学説・裁判例とも、各保険者が平常準拠している客観的引受基準によって判断してよいと解している（中西・前掲論文九五頁、山下・前掲書二一七頁等、前掲・東京地判昭和五四年九月二六日、東京地判昭和六二年五月二五日、東京高判平成三年四月二二日等）。また、保険適格性の有無の判断材料については、かつては、被保険者の身体的状況のみであるとする見解があったが（中西・前掲書九六頁。ただし、後にこの立場を改めた。同「判批」商法判例百選〔第二版〕八五一頁、石井・前掲論文一一七頁等）、最近の通説・裁判例とも、被保険者の身体的状況のみならず、道徳的危険に関する状況も含まれる。なお、保険適格性の有無の判断材料は、保険者がその責任開始時期までに入手していたものに限らず、事後的な調査によるものも含めてもよいと解される（山下・前掲書二一六頁、前掲・東京高判平成三年四月二二日、名古屋地判平成九年一月二三日、新潟地判平成七年六月五日、東京高判平成七年一一月二九日等）。

(3)　立証責任

保険適格性有無の立証責任がいずれ側にあるのかについ

て、学説上においては、承諾義務の存在を主張する請求者側にあるとの見解（矢作・前掲論文二三〇頁等）と、引受基準が公表されているものではなく保険者しか知り得ないという理由で保険者側にあるとの見解（中西・前掲論文九六頁以下、山下・前掲書二一七頁等）が分かれているが、裁判例においては、契約成立を主張する側にあるものと判示されている（前掲・新潟地判平成七年六月五日、名古屋地判平成九年一月二三日、大阪地判平成七年一一月三〇日）。もっとも、裁判所が訴訟指揮をして、立証責任を保険契約者側に課する一方、保険者側に被保険者の身体的危険等が内部の引受基準を満たしていないことの反証を促すことが可能であり、立証責任の公平な分配を図るために訴訟の過程において、立証責任の所在が常に変動しているのが現状である。

5　特別条件決定後の承諾前死亡における保険者の変更承諾の義務

(1)　総説

保険者は保険契約申込引受の諾否について、査定のうえ決定する。その査定・決定の種類は①無条件決定、②特別条件付決定、③謝絶に大別することができる。特別条件には、危険の種類や程度により、特別保険料徴収法、保険金削減支払法、特定部位不担保法等がある。保険者は被保険者の身体状態により、当初の申込内容どおりに引き受けることはできないが、契約者間の保険料負担の公平性を保つために保険契約者が特別条件を受け入れれば、保険契約は有効に成立する。

特別条件付の保険契約の法律関係について、特別条件を付した承諾は、申込みに変更を加えた承諾に該当するから、保険者が当初の保険契約者の申込みを拒絶するとともに新たな申込みを行ったものとみなされる（民法五二八条）。この場合を変更承諾ということがある。保険者からの新たな申込みとなるので、保険契約者がこれに対して改めて承諾を行わない限り、当該契約は成立しない。保険実務では、査定の結果、特別条件付決定後、保険会社が定めた『特別条件付加承諾書』、『特別条件付契約のしおり』（会社により呼称が異なる）等を保険契約者および被保険者に手交して説明し、保険契約者側はそれを納得する場合、『特別条件付加承諾書』に署名・押印することにより承諾を行う。

保険者の変更承諾に対して保険契約者が承諾した後に被保険者が死亡した場合は、通常問題とはならないが、問題は保険者が特別条件決定後、保険契約者に変更承諾の意思

表示をする前に被保険者が死亡し、保険者がその死亡を知った場合に、保険者は特別条件の決定を取り消して保険金の支払を拒絶できるとしてよいのか、それとも変更承諾の義務を認めて保険金を支払うべきかというところにある。

(2) 学説の状況

特別条件決定後の承諾前死亡において、保険者に変更承諾を行う義務があるかどうかという問題をめぐって、学説上、肯定的な見解と否定的な見解の対立がみられる。

肯定的な見解の理論構成としては、通常の保険者承諾前死亡と同様に保険契約者の承諾は被保険者死亡後でも可能であることから、保険者が変更を加えた内容の保険給付をするという変更承諾の意思表示をすれば、保険契約者はこれを承諾して給付を受けられることになる。そして、通常、保険契約者の申込みの意思は、特別条件が付されたとしても、拠出よりも給付が大きいことは当然であることから、そのような条件付の承諾でも受け入れるという、いわば包括的な申込みであると解される（甘利公人「コメント」文研レポ二四七号〔二〇一〇年〕一一頁）。したがって、保険者が保険を引き受けることができる状況にあれば、特別条件決定後の承諾前死亡についても、通常の承諾前死亡と同様に、信義則上、変更承諾の義務を負うべきである。保険契約者と被保険者が同一人である自己のためにする生命保険契約であって保険契約者が死亡している場合には、相続が開始されると、被相続人に属していた一切の権利義務が相続人に包括的に承継される（民法八九六条）ことになるから、その相続人が保険者からの変更承諾の意思表示を承諾すれば、変更承諾にかかる保険契約が成立すると解される（中西・前掲論文一〇一頁、山下・前掲書二一七頁、江頭・前掲書四九八頁注9、山下＝竹濱ほか・前掲書二五三頁以下［竹濱修］等、山下典孝「判批」文研レポ二五三号〔二〇一一年〕一九頁、河合圭一・「判批」金商一三八六号〔二〇一二年〕五三頁等）。筆者は肯定的見解を支持する。理由は後述のとおりである。

これに対し、否定的見解では、以下の理由が挙げられている（潘・前掲「判批」九頁以下、溝渕・前掲「判批」二一頁）。①保険者の承諾義務の根拠を信義則に求めること自体に批判的な有力な見解が存在し、保険者が変更承諾の意思表示をしていないにもかかわらず、同様に信義則を根拠とする変更承諾を義務付けることは、保険者の契約自由が不当に制約されることになること、②責任遡及条項は当初の契約申込みに対するものであり、保険契約者が支払った第一回保険料相当額も当初の契約申込みに対するもので

あり、この支払に基づく期待も当初の申込みにより保険契約が成立した場合に受けられる保険保障に対するものであること、③保険料の増額を要する特別条件が付された保険契約については、第一回保険料相当額に加えて、増額された保険料相当額を支払って初めて責任遡及条項が適用されると解すべきである。仮に例外的な場合が認められるとしても、なぜ格別の取扱いが必要かその根拠が問われること、など。

(3) 特別条件決定後の承諾前死亡における保険契約の成立をめぐる裁判例

特別条件決定後の承諾前死亡における保険契約の成立が問題となった裁判例としては、これまで以下の二つしかみられない。

一つは、前掲・東京地判昭和六一年一〇月三〇日（中西正明「判批」文研レポ三七号〔一九八八年〕一頁）である。その事例の概要は次のとおり。保険契約者兼被保険者の代理人が、保険契約者のために生命保険契約の申込みをなし、第一回保険料充当金を支払ったが、被保険者の心電図検査に異常が発見された。保険者は当初の申込み内容では契約できないが、より高額の保険料による保険契約であれば締結が可能であると判断し、保険契約者の代理人に何回か面会してその旨を伝えようとした。しかし、その代理人の都合で面会できず、その間に被保険者が死亡し、保険金受取人が保険金請求をした。判決は、「保険契約の締結を拒否すべき事由が全くないのに、被保険者が承諾前に死亡したことを奇貨として保険契約締結の申込みを承諾しないという場合に当たらない」ことを理由として、信義則に基づく保険者の変更承諾を認めなかった。もっとも、約款の責任遡及条項に言及していなかったことが本件と異なる。

もう一つは、前掲・東京高判平成二二年六月三〇日（潘・前掲「判批」一頁、山下典孝・前掲「判批」一二頁、河合・前掲「判批」五〇頁）である。その事例の概要は以下のとおり。保険契約者兼死亡保険金受取人が生命保険契約を申込み、第一回保険料相当額を支払ったが、保険者が被保険者の心電図検査の結果を受けて、特別保険料徴収法と保険金削減支払法による特別条件を付せば、保険契約を引き受けられると内部的に決定をした後、被保険者の死亡を知り、上記内部決定を撤回して変更承諾を拒絶した。判決は、次の理由を挙げて特別条件付の生命保険契約の成立を否定した。①特別条件を付すれば当然に当初から保険適格性を有するものではなく、保険者の内部の決定をもって特別条件を付したことにより、特別条件付の保険契約に

おける保険適格性があること、②当初の保険契約の申込みをもって特別条件を付した生命保険契約の申込みと解することができないこと、③変更後の第一回保険料相当額の支払をしていないことからも、保険契約者側の期待を保護すべき信義則上の義務を負うとはいえないこと、④被保険者の死因が、保険者が内部決定に当たって懸念した健康上の危険が現実化したものであることに照らしても、信義則に反するものとはいえないこと等。それは、特別条件での引き受けを内部決定後に承諾拒絶した事案についての初めての高裁レベルの判決である。もっとも、被保険者の死因が病死であることが本件と異なる。

6　本件判旨の検討

(1)　本件判旨の判断

本件判旨は、まず、承諾前死亡における保険者の承諾義務について、本件保険契約に責任遡及条項が適用され、所定の要件を満たした場合には、保険契約者は、Y保険会社が保険契約の申込みを承諾した上で、責任遡及条項の規定にしたがって保険契約上の義務を負うとの合理的な期待を有するものと認められ、Y保険会社が自ら説明した内容に反して保険契約の申込みを拒絶することは信義則上許されないとして、信義則に基づく保険会社の承諾義務を肯定し、保険金を支払う義務を負うことを認めている。これは、被保険者が保険適格性を有する場合、信義則に基づく承諾義務肯定説の立場に立っているものである。

その所定の要件として、①被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められたこと、②重要事項に関する告知があったこと、③第一回保険料相当額の払込みがなされたことを挙げる。そして、本件では、上記三つの要件のうち、①のみを問題としている。ここにいう「被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められたこと」とは、一般にいう被保険者の保険適格性の要件に該当するものと考える。

そこで、本件判旨は、かかる要件を満たすか否かについて、本件被保険者が一般的な被保険者と比べて早期死亡する確率が高いとの判断を前提に、保険料を引き上げるなどの付加的な条件を付した上で承諾することは、被保険者の生存または死亡という偶然の事実が発生した場合に約定の保険給付を受けるという生命保険契約の性質に照らし、合理的なものであるとして、本件特別条件は、保険会社の内部基準に沿って決定されたものであり、恣意的に定められ

たものではないと、判示した。被保険者が保険適格性を有するか否か、どのような条件で引き受けるかという判断基準が保険契約者の内部の基準に沿うものであり、恣意的ではない点に関して、これまでの通説・裁判例と同様の内容を示すもので、妥当であり異論はないと考える。

本件判旨は、結論としては、本件においては、被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうとする①の要件を満たさないという理由で、Y保険会社が本件保険契約の申込みを拒絶することは信義則に反するものではないとしている。しかしながら、本件判旨では、特別条件決定後の承諾前死亡におけるY保険会社の変更承諾の義務については全く言及しなかった。

⑵　特別条件決定後の承諾前死亡における保険者の変更承諾義務の有無

以下において、前掲・否定的見解を含め考えられる問題を取り上げて検討する。

第一に、保険者の契約自由について、責任遡及条項は特別条件付の保険契約に適用されないものであり、保険者の変更承諾義務は、保険者の契約自由が不当に制約されることになるとの見解がある（前掲・否定的見解①）。しかしながら、本件約款および重要事項説明書には、責任遡及条項の適用範囲に特別条件付の保険契約を除くとの規定はどこにも記載されていない。除かれない以上、責任遡及条項が特別条件付の保険契約にも適用されると解すべきである。保険者には契約の自由があるとして何らの制約もなく変更承諾の拒絶ができると認められると、現実に特別条件決定後の承諾前死亡における責任遡及条項の適用は、たまたま被保険者の死亡を知らずに変更承諾の通知が発せられた時だけになりかねない。

したがって、特別条件決定後の変更承諾前死亡についても、通常の承諾前死亡の場合と同様に、変更承諾の義務があると考える。本件は、特別条件決定後に被保険者が死亡し、しかも保険者が不慮の事故による急死を知り、申込みの承諾を拒否したものであり、まさしく被保険者が承諾前に死亡したことを奇貨として変更承諾をしないことそのものと言わざるをえない。

第二に、特別条件付の契約が期待・利益保護の対象外であるかについて、保険契約者が支払った第一回保険料相当額に基づく期待は当初の申込みであって、特別条件付の契約はその期待保護の対象外であるとの見解がある（前掲・否定的見解②）。しかしながら、申込者の平等取扱いの要請に鑑みると、一般の保険契約者にとってみれば、第一回

保険料相当額を支払い、被保険者の診査も一応終わった以上、その時から保険の利益を受けるものと期待するのは、特別条件付か否かは関係なく同じである。また、前述のように保険契約者の申込みから保険者の承諾または変更承諾までに時間を所要するため、保険契約者の立場は極めて不安定である。本件のようにその時間的な間隔において生じる不慮の事故による死亡などの危険負担も責任遡及条項の趣旨の一つである。

したがって、特別条件付の契約が、通常の保険契約と同様に取扱われるのが適切であり、保険契約者側の期待・利益保護の対象外とされる理由はないと考える。

第三に、本件被保険者が保険適格性を有していたかについて、学説上は、特別条件を付すれば、被保険者が保険適格性を具備することになるかどうかについて、明確に言及されていないが、前掲・東京地判昭和六一年一〇月三〇日では、より高額の保険料による保険契約であれば締結が可能であると判示され、前掲・東京高判平成二二年六月三〇日では、保険者の内部の決定をもって特別条件を付したことにより、特別条件付の保険契約を締結することができると判示されている。本件判旨においても、Y保険会社が「亡Aの本件保険契約の申込みに対して、自らの内部基準に沿って本件特別条件を付した上で承諾することができると判断したこと」を認められていることから、被保険者は、保険者が特別条件を付して保険を引き受けることができる状況にあれば、保険可能体といえる。保険可能体といえるなら、当然保険適格性を有するものと考える（同旨、江頭・前掲書四九八頁注9）。なお、死亡事由が不慮の事故で、被保険者の健康状態とは因果関係がない本件のようなケースでは、保険契約が詐欺的な行為に利用されるという道徳的危険の状況はないはずである。

したがって、本件判旨では、被保険者の保険適格性の要件に相当する本件所定の要件①を満たさないとしたことは、失当であると思われる。

第四に、保険契約者側の特別条件承諾の可能性について、本件では、仮にY保険会社がAの死亡前に本件特別条件を提示していたとすれば、はたしてAがこれを承諾していたのかという疑問がもたれる。本件特別条件は、被保険者の「リスク評価は三〇〇点となることから、保険料を一般的な被評価者の三倍」とされ、すなわち、第一回保険料に相当する金額である一万七六一五円の三倍で、毎月五万二、八四五円となる。確かに増額された保険料が高額となった場合、保険契約者の財務状態が悪化する等、諸般の事情に

より、保険契約者兼被保険者が生きていれば、増額された保険料の支払ができず、提示された新たな申込みを受け入れることができないということも考えられる。しかしながら、特別条件の内容によって承諾率が変わってくることになるとはいえ、保険契約者兼被保険者がその変更承諾を受け入れる可能性を全く否定できないことから、その承諾率の高い低いで、保険者が承諾義務を負うか否かの結果が異なることは、契約者間の公平を害することになりかねない（同旨、山下典孝・前掲「判批」一九頁）。

したがって、保険契約者の特別条件付に対する承諾率に関係なく、一貫した取扱いを採るのが妥当であると考える。

第五に、第一回保険料相当額追加料金の支払について、仮に変更承諾の義務を負うと認めるとしても、承諾変更前死亡までに第一回の特別保険料が支払われていないという問題が考えられる。現行実務では、特別条件が適用された契約の責任開始時について『特別条件付加承諾書』に署名・押印されたときに、責任開始時に遡って契約上の保障が開始する。もっとも、「特別保険料徴収法」が適用された場合は、追加の保険料が払い込まれたときからであるとされている（明治安田生命『特別条件付契約のしおり』）。これにより特別条件の契約に見合う保険料が支払われていないのに、保険者の承諾義務を認めるのは不合理であるという見解がある（前掲・否定的見解③）。しかしながら、第一回保険料相当額が全く支払われていないわけではない。それに、承諾前死亡というケースは保険金支払全体の中では少なく、特別条件決定後の承諾前死亡というケースはもっと稀であることから、変更承諾がなされるとしても、直ちに保険事業の基礎の破壊には繋がらない。

したがって、被保険者の死亡自体に問題がなければ、契約の成立を認め、保険金の支払時に追加保険料を精算的に処理すればよいと考える（同旨、石井・前掲論文九九頁、中西・前掲「判批」六頁、甘利・前掲「コメント」一一頁、山下典孝・前掲「判批」二〇頁）。

第六に、特別条件決定後の承諾前死亡の実務上の取扱いについて、保険会社は、通常の承諾前死亡の場合において、承諾前死亡がなかったなら承諾したであろう申込みに対しては承諾して保険金を支払うという取扱方法を採っている。これは適切妥当な運用である。特別条件決定後の承諾前死亡の取扱いもこれに準じて対応すればよいと考えられる。

具体的には、特別条件決定後、保険者は被保険者死亡の事実を知っているかどうかにかかわらず、変更承諾の意思表示を行い、保険契約者（またはその相続人）がそれを承

諾すれば、保険契約が成立し責任遡及条項が適用される。「特定部位不担保法」とする特別条件決定でその死因が不担保の対象に該当したときは、保険者が保険金支払義務を負わない。「保険金削減支払法」とする特別条件決定のときは、保険金を削減のうえ支払う。「特別保険料徴収法」とする特別条件決定のときは、保険者は第一回保険料相当額に加算される増額保険料と履行期が到来した保険料を保険金から差引いて支払う。

もっとも、被保険者の死亡が自殺など約款所定の保険者免責事由に該当する場合には、保険者は保険金支払義務を負わないことはいうまでもなく、また保険契約者、被保険者に告知義務違反があったときは、保険者は原則として保険契約を解除して保険金支払義務を免れることができる（同旨、中西・前掲書六二頁）。

(3) 本件判旨に対する評価

本件において、本来であれば、保険者が特別条件決定後、被保険者の不慮の事故による死亡を知り、特別条件決定を取り消してよいのか、すなわち、保険者の変更承諾義務の有無について判断すべきだったにもかかわらず、保険金請求者側であるXらはY保険会社が変更承諾の義務を負う旨を直接に主張していないため、申込みのあった当初の保険契約に対するY保険会社の承諾義務の有無のみを争点とした点は、妥当ではないと思われる。

また、本件においては、保険者は特別保険料徴収法で引き受けるという社内的決定を被保険者の死亡以前にしていた。被保険者が死亡していなかったならば、Y保険会社が本件保険契約の変更承諾をしたであろうことが明らかである。したがって、要件①を含む所定の三つの要件とも満たしており、Y保険会社には保険契約者の相続人に対し本件特別条件での変更承諾を行う義務がある。これに対し保険契約者の相続人が承諾の意思表示をすれば、保険契約が成立し、Y保険会社は保険金受取人であるXらに対し、第一回の保険料の割増分に相当する金額を差し引いた保険金を支払うのが合理的であると考える。

以上より、Y保険会社が本件保険契約の申込みを拒絶することを認めた本判決の結論には賛成できない。

7 保険法三九条・六八条の遡及保険と責任遡及条項との関係

責任遡及条項は、遡及保険の一種類であると解されてきた。しかし、本件判旨では保険法三九条・六八条（以下、併せて「本条」という。）の遡及保険との関係には全く触

れていない。なぜなのか、以下において、責任遡及条項と保険法上の遡及保険規制との関係を確認する。

(1) 保険法三九条一項・六八条一項

本条一項は、死亡保険契約・傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した保険事故・給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めについて、保険契約者が当該死亡保険契約・傷害疾病定額保険契約の申込みまたはその承諾をした時において、当該保険契約者または保険金受取人（傷害疾病定額保険契約にあっては、被保険者も）がすでに保険事故・給付事由が発生していることを知っていたときは、無効とすると定めている。

保険契約においては、保険契約者が申込みを行い、保険者がこれを承諾するのが一般的であるが、保険者が申込みを行い、保険契約者がこれを承諾する可能性もあることから（たとえば、本件のような変更承諾のケース）、本条一項はその両方の場合を想定する遡及保険の規定である。

改正前商法六四二条（生命保険は六八三条一項で準用）は、保険者、保険契約者または保険金受取人が契約成立時に保険事故の発生・不発生を知っていた場合、保険契約を無効としていた。このため、保険者が承諾する前に被保険者が死亡し、保険契約者または保険金受取人がその事実の発生を知っていると、保険者が保険契約を成立させるべく承諾をしても責任遡及条項が無効と解釈される余地があった。

本条一項は、保険契約の申込時点で当該保険契約者または保険金受取人が保険事故または給付事由の既発生の事実を知っていた（悪意である）ときに限って保険契約を無効とする規律となったため、責任遡及条項が無効とされることはなくなった（萩本・前掲書六三頁注2）。

もっとも、承諾前死亡における変更承諾のケースでは、責任遡及条項が本条一項に抵触し無効となる可能性がある。なぜなら、保険者による変更承諾の意思表示を新たな申込みと解すると、このような申込みを保険契約者（保険契約者が死亡している場合にはその相続人）が承諾したケースでは、承諾時に保険契約者または保険金受取人が被保険者の死亡を知っていることがありうるからである。しかしながら、責任遡及条項により保険受取人が保険金の支払を受けることになっても、不当な利得をすることにはならず、本条一項によって責任遡及条項が無効になることはないと解されている（山下＝竹濱ほか・前掲書二五一頁［竹濱修］）。

(2) 保険法三九条二項・六八条二項

本条二項は、死亡保険契約・傷害疾病定額保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故・給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めについて、保険者または保険契約者が当該死亡保険契約・傷害疾病定額保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故・給付事由が発生していないことを知っていたときは、無効とすると定めている。

本条二項は、保険契約の申込み前に発生した保険事故または給付事由について保険給付を行う遡及保険の規定であるが、実務上、保険者の責任開始時期を保険契約の申込みの時よりも以前に遡らせることはないから、同項の適用は考えられない（萩本・前掲書六三頁注2）。

また、本条二項においては、保険契約申込後保険契約締結前の保険事故または給付事由による保険給付を行う旨の責任遡及条項が無効とされる場合について規定されていないので、これを反対解釈すれば、保険者が保険契約の申込みを承諾する前にそれ以前の保険事故不発生について悪意であるときも、かかる責任遡及条項は有効と解されている（大串淳子＝日本生命保険生命保険研究会『解説 保険法』（弘文堂・二〇〇八年）五四頁［花田さおり］）。

基本的に損害保険、生命保険、傷害疾病定額保険とも、同様の規定が設けられているが、保険法改正の検討経過においては損保を意識して制定されたものである（法制審議会保険法部会第八回会議議事録五二頁）。現行実務上は、本条が生命保険契約に適用される余地はないと説明される（江頭・前掲書四九八条注8）。それが故に、本件判旨ではかかる条文に言及していないと考えられる。

8　おわりに

責任遡及条項を現実に起きた承諾前死亡に適用する段になると必ずしも容易ではない。特に特別条件決定後の承諾前死亡の取扱いは一層難しいことが十二分に察せられるところである。しかし、責任遡及条項が現に存在する以上、大森忠夫博士がかつて次のように切望したとおり、この責任遡及条項の制度が「円滑に運用されその所期の効果をあげうるがためには、精密な法理構成もさることながら、むしろそれ以上に、この制度の趣旨に対する関係者の十分な理解とこれに基づく良識ある態度が何よりも必要であると言わざるをえない。たとえば、この条項にもとづく申込みの諾否決定について保険者の間に合理的な慣行が確立しかつそれが良心的に遵守されること」（大森・前掲書二〇五頁以下）が重要であると考える。

（本判例研究に示された見解はすべて個人的見解であって、筆者の所属組織とは無関係である。）

李　鳴

参考資料

平成25年11月26日判決
平成25年(ワ)第25号　保険金請求事件

判　決

原　告　X_1
（以下「原告X_1」という。）

原　告　X_2
（以下「原告X_2」という。）

原告ら法定代理人親権者母　B

被　告　生命保険相互会社

主　文

1　原告X_1の請求を棄却する。
2　原告X_2の請求を棄却する。
3　訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1　請求

1　被告は，原告X_1に対し，1024万0800円及びこれに対する平成25年2月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2　被告は，原告X_2に対し，1024万0800円及びこれに対する平成25年2月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2　事案の概要

本件は，原告らが，原告らの父であるA（以下「亡A」という。）は平成24年2月12日に被告に対して原告らを保険金の受取人とする生命保険を含む保険契約の申込みをし，同月15日には被告に対して当該保険の第1回保険料相当額を支払ったところ，同月23日，亡Aは事故により死亡したため，被告による同契約の申込みへの承諾はなされなかったが，被告には信義則上，同契約の申込みを承諾する義務があると主張し，被告に対し，同契約の成立によって原告らがそれぞれ受け取るべき金額である1024万0800円及び訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の割合による遅延損害金を請求する事案である。

1　争いのない事実等

(1)　亡Aは，平成24年2月12日，被告に対し，原告らを保険金の受取人とする生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を含む4種類の保険が組み合

わせられた「甲保険」という保険商品への契約の申込みをした。

⑵　本件保険契約の約款には，被告が契約の申込者から本件保険契約における第１回保険料に相当する金額を受け取った後に本件保険契約の申込みを承諾した場合には，被保険者の健康状態等の重要事項に関する告知（以下，単に「告知」という。）を受けた時と第１回保険料に相当する金額を受け取った時のいずれか遅い時を責任開始時とする旨の規定（以下「責任遡及条項」という。）があった。また，本件保険契約を含む保険商品である「甲保険」の重要事項説明書には，被告が保険契約の申込みを承諾する前に被保険者が死亡した場合，被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められ，かつ，被保険者の死亡時までに被告が告知を受けるとともに第１回保険料相当額を受領しているときは，保険契約を承諾したものとして取り扱う旨記載されていた。

⑶　亡Ａは，同月 15 日，医師による診査を受け，被告に対して告知を行うとともに，上記保険の第１回保険料に相当する金額である１万 7615 円を支払った。

⑷　亡Ａは，同月 21 日，雪下ろし作業中に屋根の雪の下敷きとなる事故に遭い，同月 23 日，死亡した。

２　争点

亡Ａの本件保険契約への申込みに対する被告の承諾義務の有無

（原告らの主張）

亡Ａは，被告に対して告知を行うとともに第１回保険料に相当する金額を支払っており，また，事故によって死亡する以前は本件保険契約の被保険者となり得るのに適当な性質ないし状態を有していたのであるから，被告は，信義則上，本件保険契約を承諾する義務がある。

（被告の主張）

亡Ａは，医師による診査の結果，尿から蛋白が検出されるとともに，不整脈も認められたことから，被告は，平成 24 年２月 20 日，保険料を増額しなければ本件契約は引き受けられないと判断し，本件保険契約の申込みを承諾しないこととした。すなわち，亡Ａは，事故によって死亡する以前は本件保険契約の被保険者となり得るのに適当な性質ないし状態を有していなかったのであって，被告が信義則上，本件保険契約を承諾する義務はない。

第３　争点に対する判断

１　本件証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

⑴　亡Aは，平成24年2月15日，被告に対する告知を行うべく受けた医師の診査の結果，尿蛋白が「2＋」基準に該当する量が検出された上，不整脈が認められると診断された（証拠略）。

⑵　被告は，保険契約申込みに対する承諾の可否等を審査する基準の中で，保険契約の申込みを承諾できる被保険者のリスク評価を100点とした場合，医師の診査によって不整脈と判断された者のリスク評価は250点とされ，また，医師の診査によって尿蛋白が「2＋」基準に該当する量が検出された者はさらに50点を加えるものとしている（証拠略）。

⑶　被告は，かかる診査結果をもとに，原告からの本件保険契約の申込みに対する承諾の可否を検討し，同月20日，亡Aについてのリスク評価は300点となるので，保険料を一般的な被評価者の3倍とする条件（以下「本件特別条件」という。）を付せば生命保険契約を承諾できる旨判断した（証拠略）。

2　本件保険契約には責任遡及条項が含まれていることに加え，被告作成の重要事項説明書には前記のとおりの記載がされていたことに照らせば，かかる記載の条件が満たされた場合，すなわち，①被保険者が死亡していなかったならば保険契約の申込みを承諾したであろうと認められること，②被告が被保険者の死亡時までに同人の健康状態等の重要事項に関する告知を受けたこと，③被告が被保険者の死亡時までに保険契約申込者から第1回保険料相当額を受領していることの3つの要件を満たしている場合には，保険契約申込者は，被告が保険契約の申込みを承諾した上で，責任遡及条項の規定にしたがって被告が保険契約上の義務を負うとの合理的な期待を有するものと認められる。そうすると，前記の各要件を満たす場合には，被告は，自ら作成した重要事項説明書の記載に反して保険契約の申込みを拒絶することは信義則上許されないというべきであり，保険金受取人に対し，被告が保険契約の申込みを承諾した場合と同様の義務を負うものと解するのが相当である。

そこで，前記の認定事実に加え，前記争いのない事実等も併せて，本件において前記の各要件を満たすか否かについて検討するに，前記のとおり，亡Aには医師の診査によって尿蛋白の検出や不整脈が認められたのであるから，亡Aは一般的な被保険者と比べて早期に死亡する確率が高いとの判断を前提に，かかる事情の認められない被保険者に比べて保険料を引き上げるなどの付加的な条件を付することは，保険料を支払うことによって被保険者の生存又は死亡という偶然の事実が発生した場合に約定の保険給付を受けるという生命保険契約の性質に照らし，

合理的なものというべきである。

なお，原告らは，亡Ａの告知に応じた被告の対応として，本件特別条件を付する方法以外にも保険金の削減支払等によって対応することもあり得た旨主張する。しかしながら，前記のとおり，本件特別条件は被告の内部基準に沿って決定されたものであり，恣意的に定められたものではない。よって，亡Ａの申込みに対して付した条件の内容についても，不合理な点はみられない。

そうすると，被告が亡Ａの本件保険契約の申込みに対して，自らの内部基準に沿って本件特別条件を付した上で承諾することができると判断したことは不合理とはいえず，本件においては，被告が被保険者である亡Ａが死亡していなかったならば本件保険契約の申込みを承諾したであろうと認めることはできない。

したがって，本件においては，前記①の要件を満たさないので，被告が本件保険契約の申込みを拒絶することが信義則上許されないということはできない。

3　以上によれば，原告らの請求には理由がないからこれをいずれも棄却することとし，訴訟費用について民事訴訟法 61 条を適用して，主文のとおり判決する。

青森地方裁判所第２民事部

裁判官　　西　岡　慶　記